

最終処分の基準策定に向けた検討の方針、スケジュール（案）

- 放射線防護の考え方（案）は資料 6 - 2 のとおり。この考え方を踏まえて、基準の検討を進める。
- 最終処分の対象となるものは除染により生じた土壌（除去土壌）・廃棄物であることから、放射性物質汚染対処特措法の枠組みの中での取扱いを考えていくことが適当。その際、原子炉等規制法でのトレンチ処分、ピット処分の考え方も参考とする。
⇒（参考資料 3 最終処分に係る関連法令での規定の整理）
- 特定廃棄物については、既に特措法において埋立処分の基準が策定されているため、基本的にはこの基準に従うこととするが、減容により数千万～数億 Bq/kg の廃棄物が生じた場合に、同様の基準で問題がないか、安全評価により確認を行う。
- 除去土壌については、これまでの除去土壌に関する溶出試験、中間貯蔵施設の土壌貯蔵施設での浸出水データ、再生利用実証事業等におけるデータ、安全評価の結果等を踏まえ、埋立処分基準を検討する。

【論点】

除去土壌からの放射性セシウムの溶出特性等も踏まえつつ、どのような構造を基本とすべきか。濃度の比較的高い土壌の溶出のデータは十分か。

<スケジュール案>

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略（2015～2024）

